

中国徽州文書

The Huizhou Deeds and Contracts in China

白井佐知子 USUI Sachiko

(東京外国語大学大学院地域文化研究科・教授)

1 史料名

徽州文書（徽州歴史档案）¹

2 史料の現所蔵者

中国社会科学院歴史研究所、同経済研究所、中国歴史博物館、北京大学図書館、安徽省図書館、同博物館、安徽大学歴史系、屯溪区（旧徽州地区または黄山市）博物館²、歙県博物館、安徽師範大学図書館、南京大学歴史系、上海図書館、その他の機関や個人³。

3 史料の伝来

徽州⁴とは明清時代の徽州府、すなわち現在安徽省黄山市に属する屯溪区（旧休寧県属）、歙県、休寧県、黟県、祁門県、績谿県、および現在江西省に属する婺源県を指す。徽州文書とは、徽州で歴史的に受け継がれてきた官府文書と民間文書とをいう。これらは、官府よりもむしろ民間で保管されてきた。現存している文書は、最も古いものは宋代のものであり⁵、最も新しいものは1952年に始まる土地改革前夜のものである。記載形式等については、時代によって若干の変化が認められるが、10世紀から20世紀に至るまで大きな変更はない。

他の地域の文書と異なり、この徽州文書が大量に保存されるに至った経緯は以下の如くである。

徽州では1952年に始まる土地改革によって、地主の土地と余剰財産が没収され分配が行われた。その際、多くの契約文書や古書が焼却されたり廃棄された。この状況を懸念した上海の古籍商韓世保が安徽省共産党委員会書記曾希聖に建言し、1956年に屯溪の新華書店の中に古籍書店が設けられ、組織的な収集が始まったとされる⁶。この古籍書店が収集した文書の総数は約10万

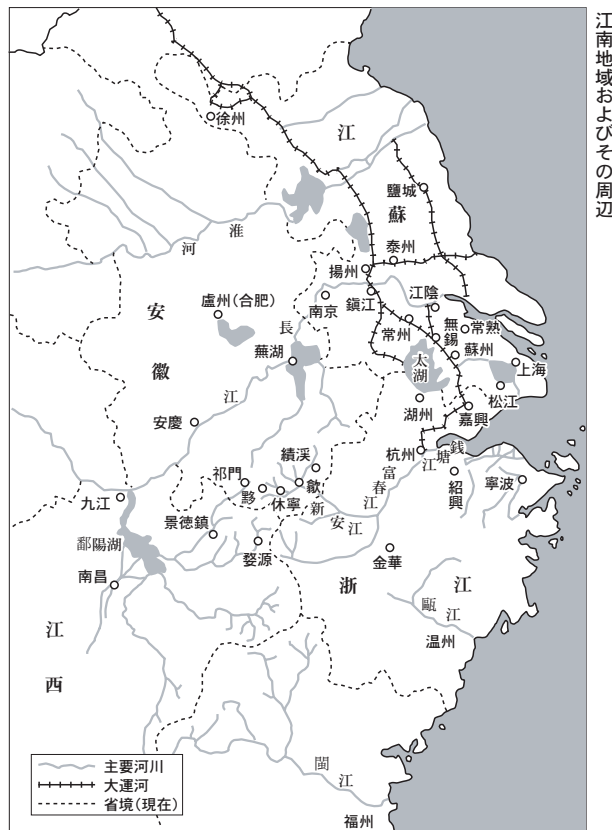
件であったといわれている。収集された文書は、上記の史料の現所蔵者である各機関に分散収蔵された。現在最も大量の徽州文書を収蔵している屯溪区博物館は約2万件を有し、また、民間にもいまだ多くの文書が残されている。

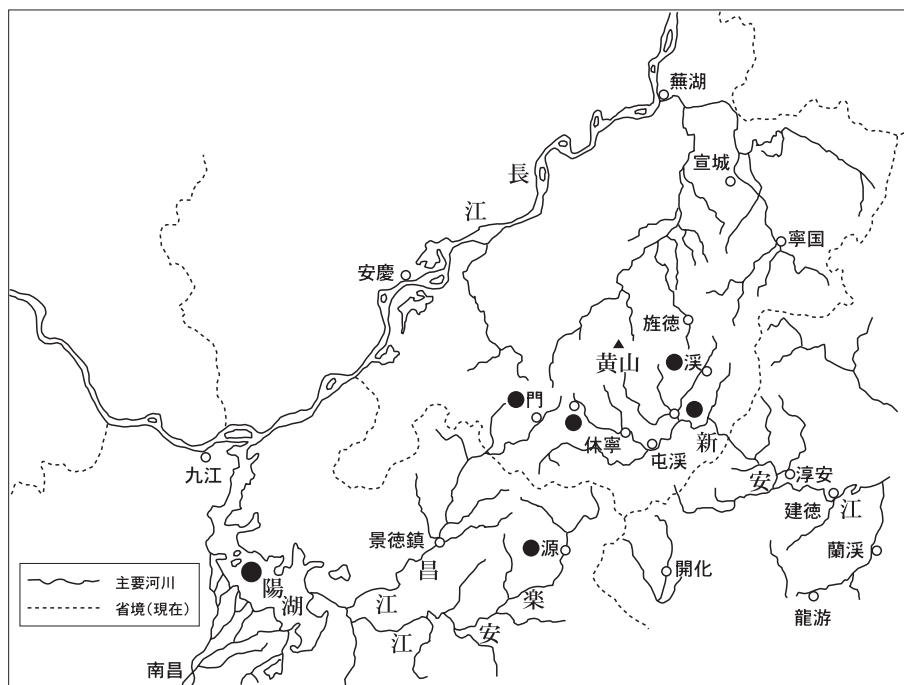
4 史料の形態

一枚もしくは数枚で一件の契約等を示している文書を指す散件と、装丁して冊子になっている文書である簿冊とがある。材質は基本的にはすべて紙である。但し、徽州地域に残された建造物である牌坊⁷などに刻された記録なども広義には「徽州文書」である。

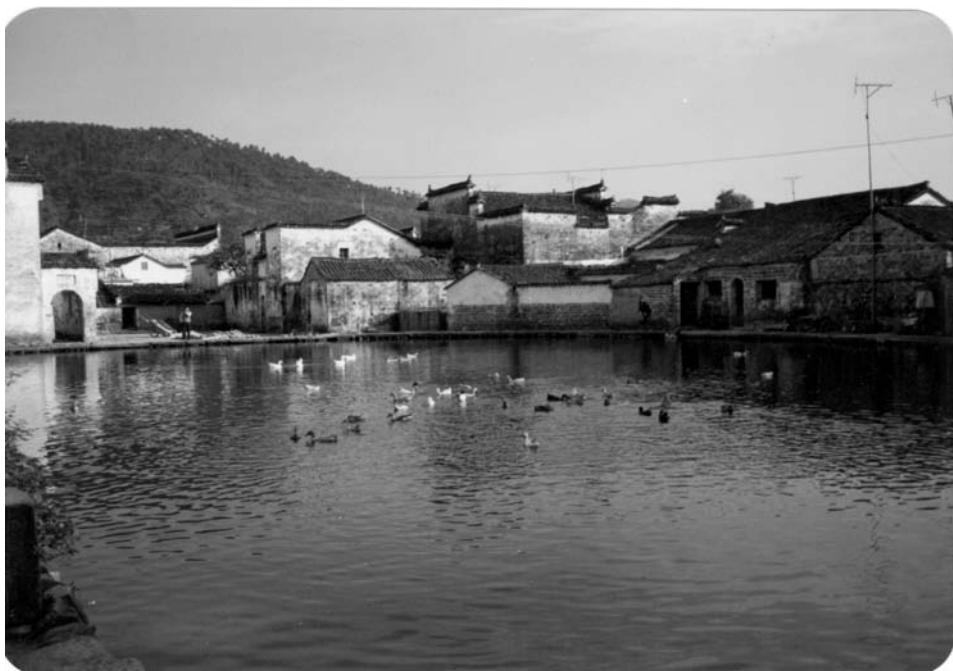
5 史料の点数

前述したように、古籍書店が収集した文書だけでも約10万件ある。しかし、例えば、屯溪区博物館の収蔵数が近年約1万件から約2万件に上方修正されたように、公的機関の収蔵件数も明確でない場合が多い。その原因としては次のことが考えられる。第一に、古籍書店が土地改革に際して収集したものを購入した各機関が、その後も「徽州文書」を別ルートから購入し補充していること。第二に、文化大革命などの混乱期に文書が廃棄された例が少なくないこと。第三に、10年ほど





徽州地区およびその周辺



徽州（現黄山市）黟県

前まで見られた現象であるが、中国社会科学院歴史研究所などの少数の機関を除いて、所蔵機関の責任者の多くは文書の価値を理解しておらず、所蔵文書が学術上であろうとも他者に利用されることを忌避する一方、保管整理にはほとんど手をつけなかった。そのため、現状が把握されていない、などである。

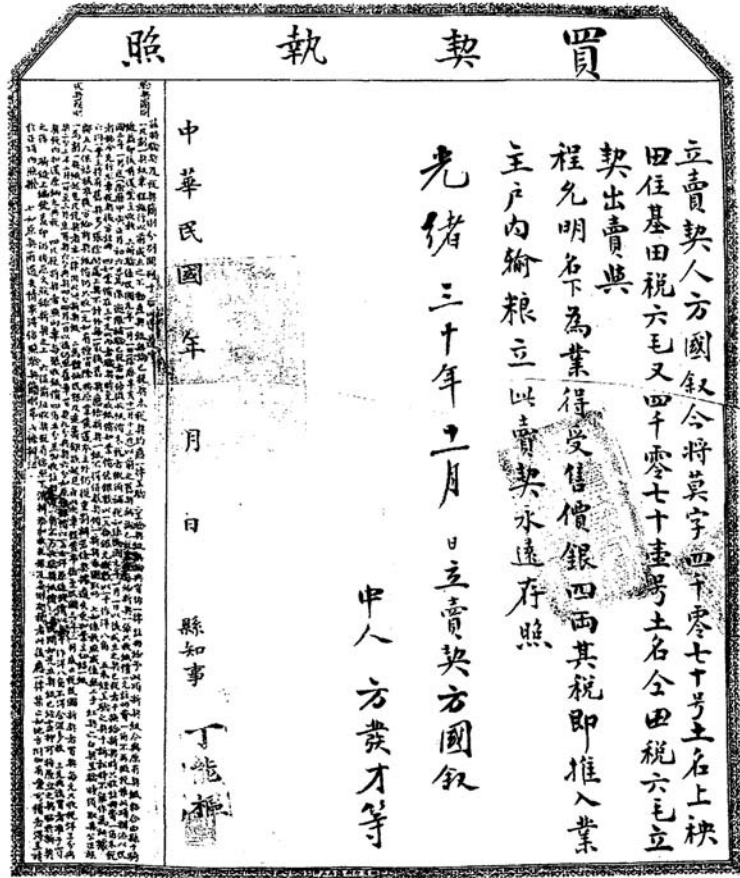
このほか、徽州在住の民間個人の多くも文書を所蔵しており、総計すれば数十万件単位であろうと推察される。

6 史料の概要

「徽州文書」はいずれも民間に伝わってきたも

のである。但し、前述したように、その来源からいえば、官府文書（または官文書、日本でいうところの公文書）と民間文書（同私家文書）からなる。官府文書は、官府が作成し発行したものと、土地売買契約書のように民間で作成した文書に官府が認可したことを示す官印が捺されたものとを指すという意見もあり、民間で作成した文書に官が捺印したものは民間文書に分類するべきであるという意見もある。官府文書には、號紙、契尾など土地売買に関わる文書、黄冊底籍、實徵冊、戸帖、官印を捺した魚鱗図冊等の税役に関わる簿冊のほか、布告、旌表批文、科挙の試験問題や答案、訴訟裁判関係文書、奏摺、呈文などがある。

民間文書は、賣田契など土地売買文書、典契・當契・借約等借金に関わる文書⁸、租佃契など土地の小作文書、投主文約など人身の身分関係に関わる文書、遺書や鬮書など家産分割に関わる文書、抄契簿など一つの家族または宗族が土地を購入した際の契約文書を書き写した簿冊、行鹽執照や収支總帳などの商業関係の文書、と多種多様である。但し、3人に1人が行商に従事していたといわれる「徽州商人」の故郷に残された文書としては、商業関係の文書が少ないといえる。商業取引についての契約書が作成されなかったのか、取引終了後に廃棄されたのか、彼等の



徽州文書1「買契執照」



徽州（現黄山市）績溪县瀧川胡氏（胡錦涛国家主席はその族人）牌坊

商行為を考えるうえで注目に値する。

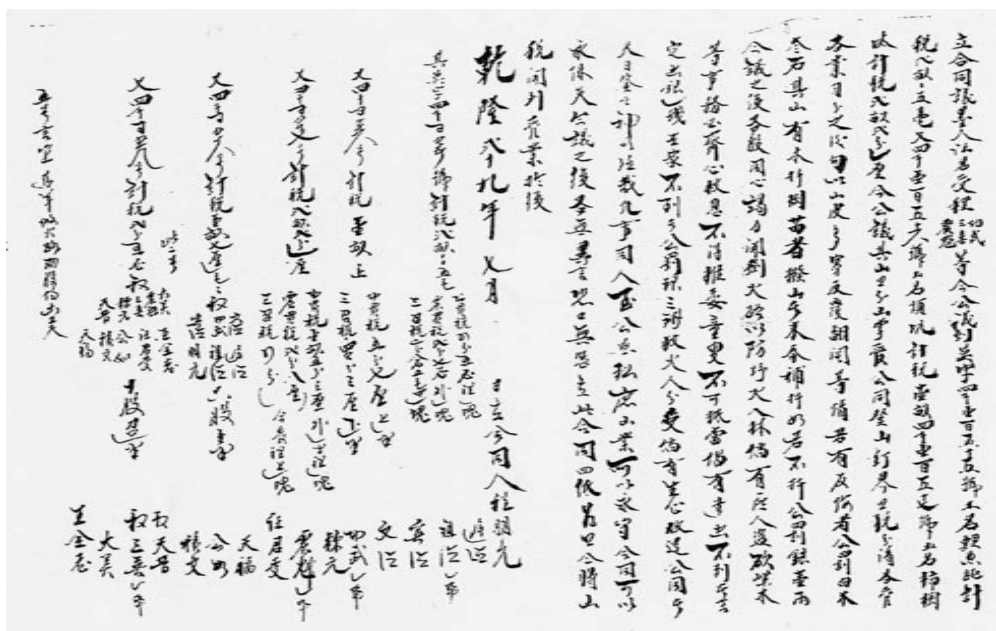
「徽州文書」の一部を収集整理して出版されたものとしては、まず中国社会科学院歴史研究所所蔵の「徽州文書」の一部を写真版で印刷した中国社会科学院歴史研究所所蔵整理『徽州千年契約文書』（花山文藝出版社）があげられる。本書には宋元明時代の文書、散件1811件、簿冊58件、計1869件、清民国時代の文書、散件1010件、簿冊78件、計1088件、総計2957件が掲載されている。

「徽州文書」の資料集としてはほかに、「鬮書」など家産分割関係文書を掲載した章有義「明清徽州地主分家書選輯」（『中国社会科学院経済研究所集刊』第11輯、中国社会科学出版社、1987年）、安徽省博物館およびその他の徽州地区の博物館所蔵の徽州文書のうち、賣田契、賣田皮契、賣地契、賣山契、加價契、租田地分約、租山分約、庄僕

還約文書、對換田地理書、賣屋契、賣地基契、典屋契、租屋分約、賣身契、借債券、および分界合同、族産合同、出継長子文書など950件を掲載した安徽省博物館編『明清徽州社会經濟資料叢編』第一集（中国社会科学出版社、1988年）、中国社会科学院歴史研究所所蔵の徽州文書のうち、宋元明時代の賣田契、賣地契、賣屋基地契、賣園契、賣塘契、賣山契697件を掲載した中国社会科学院歴史研究所編『明清徽州社会經濟資料叢編』第二集（中国社会科学出版社、1990年）などがある。これら三書は、いずれも『徽州千年契約文書』以前に出版されたものであるが、活字化されており、また掲載されている文書内容も『徽州千年契約文書』のように多様ではない。

7 「徽州文書」を使った現在までの研究状況

中国においては「徽州文書」の収集整理によって、徽州の歴史と文化を研究する学問、すなわち「徽学」が形成され、1980年代には重点研究とされるに至った。重点研究とされる以前にお

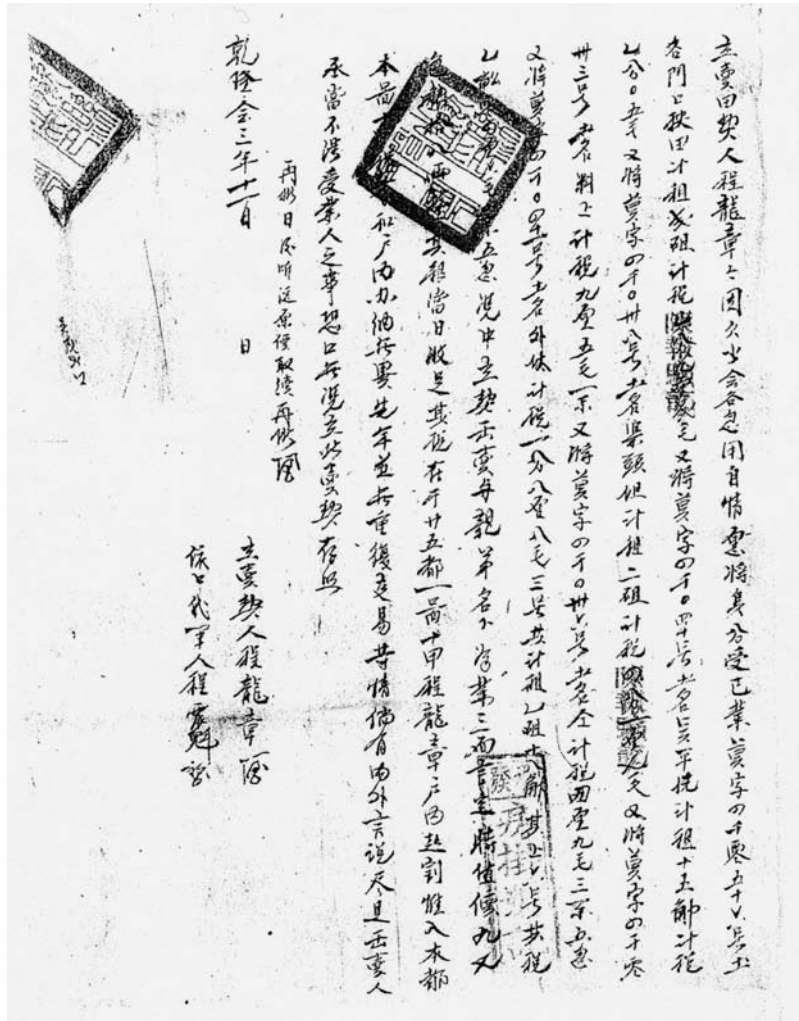


徽州文書2 「合同議墨」

いても「徽州文書」を用いた研究が発表されていたが、徽州研究が重点研究に指定されるとともに組織的な徽州研究が始まった。まず、1983年に中国社会科学院歴史研究所明史研究室に徽州文書課題組（現徽州文献研究中心）が組織され、徽州文書研究を担当することになった。そのメンバーは、故周紹泉、欒成顕、張雪慧、故陳柯雲、阿風である。ついで、蕪湖の安徽師範大学歴史系明清史研究室が徽州商人研究を担当することになった。そのメンバーは、張海鵬、王廷元、唐力行（現上海師範大学）、王世華、李琳琦、周曉光である。さらに1989年、合肥の安徽大学歴史系に徽州宗族研究課題組が組織され、徽州の宗族研究を担当することになった。そのメンバーは、安徽大学歴史系の趙華福、王光宇、卞利などのほか、安徽省博物館の劉和恵、彭超、張愛琴や安徽省図書館の各氏が参加した。なお、例えば唐力行が徽州商人研究のほか宗族問題に関する論文を発表するなど、これら組織の課題は個別のメンバーの研究課題を制限するものではない。以上の三組織に属する研究者以外にも歴史の分野で徽州に関する専著、専論を発表した研究者は少なくない。主な研究者としては、中国社会科学院経済研究所の李文治、章有義、魏金玉、江太新、広東省社会科学歴史研究所の葉顯恩、汕頭大学の劉森、復旦大学の王振忠、『江淮論壇』雑誌社の孫樹霖、鄭力民、『徽州社会科学』の主編劉伯山（現安徽大学）、黄山市徽州学研究会の方満棠（筆名史鋒）などがある。このほか、徽州商人やその後裔の江蘇、浙江での活動や影響に注目したものとして、浙江省社会科学歴史研究所の陳学文、上海師範大学の呉仁安、南京大学歴史系の范金民などの研究がある。王振忠もまたその一人である。陳学文は浙江省の市鎮や商業を主要な研究対象としているが、同時に黄山市徽州学研究会杭州市分会の主要なメンバーでもある。陳学文のほか、呉仁安、范金民など、その研究対象地域が江蘇省や浙江省であるにもかかわらず、

点研究とされ、「徽州文書」の整理が進み、外国の研究者もその恩恵を受けられるようになった1990年代以前でも仁井田陞や小山正明などにより「徽州文書」を資料とする歴史研究が一部行なわれていた。

1990年代以降、中国で徽州文書の収集整理と研究が進むとともに、日本でも「徽州文書」を用いた専門研究が増えてきた。しかし、「徽州文書」に対して、宋代史、明清史、近代史研究者のほとんどは関心を持っていないとはいえ、また若手の研究者の中に文書を利用した研究が

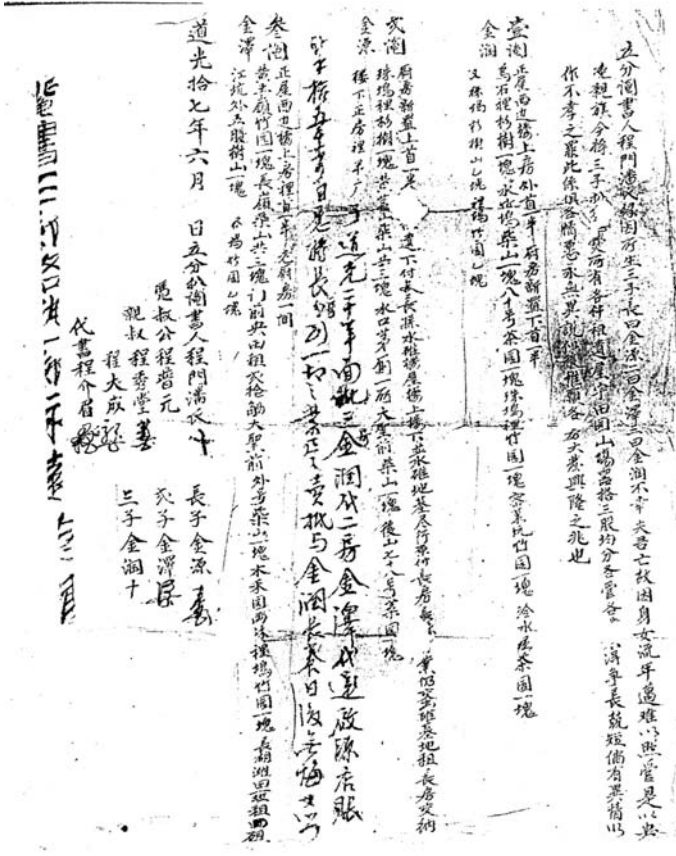


徽州文書 4 「賣田契（紅契）」

始めているものの、実際に「徽州文書」を用いて研究を進め論文を発表している者は、現在のところでは、概ね鈴木博之、渋谷裕子⁹、白井佐知子、中島楽章、熊遠報に限られている。研究者が増えない原因は、文書史料解読の技術を身につけるまでかなりの時間を必要とすることにあると考えられる。

韓国でも中国明清史研究者、近代史研究者の間で「徽州文書」に対する関心は近年高まってきており、朴元燾らが徽州関係の著書を著している。但し、従来の明清史研究者に文書読解技術を有する者がいなかったため、大学院生を中国社会科学院歴史研究所に留学生として派遣し、文書読解技術の習得を計っている。

欧米の徽州研究者では、居蜜、Harniet T.Zurndorfer（宋漢理）、Joseph P.Mcdermottが「徽州文書」を用いた研究を発表している。但し、その研究で用いられている主要な史料は概ね「徽州文書」



徽州文書 5 「分圖書」

以外の史料である。

8 今後の研究の可能性

戦後長い間、中国明清時代の社会経済史に関する研究は、主に江南デルタ地域を対象として進められてきた。それは明清時代にこの地域がとくに経済面で最も発展した地域であったことと、これらの地域に関する史料が圧倒的に多かったことによるといえる。そして、その他の地域を対象とした研究をも含めて、これら一定地域を対象とした研究は、その対象とする地域の社会ないし経済構造の特性の探求、或いは地域それ自体の内在的発展ないし変化に関心が向けられ、他の地域との比較という視点から中国前近代社会を総体としてとらえて、その普遍的

性格を追求することを目指す、ということが行われてきた。他方、近年通貨問題を含めた商業や流通に関する研究も多くの成果をあげてきた。こうした研究は対象たる通貨、商品、商人が一定の地域にとどまらないだけに、研究それ自体もまた鳥瞰図を描くように広域にわたることになる。徽州研究、とりわけ宗族研究をも含めた徽州商人研究の特性は、地域研究であると同時に後者の要素をも併せもつ点にある。すなわち、比較という分析する側が対象に距離を置く方法をとらなくても、対象それ自体が移動し変化して多様な中国社会の具体像を示してくれるのである。しかし、徽州研究の大きな特徴はやはりその豊富な史料にあるといえる。「徽州文書」の存在は、徽州社会の具体像を我々に示してくれるばかりでなく、これまで個別に研究されてきた様々な課題、例えば土地所有関係、商工業、宗族と家族、地域社会、国家権力と地域行政システム、社会身分や階級、さらに思想、文化などを関連づけて総合的に研究することを可能にし、個別の課題に関する研究である限りにおいてもたらされやすい誤解を正し得る可能性をもつ。しかも、これらの資料は民国期に至る継続的なものであり、前近代社会と近代社会に連続する中国社会の特性、或いはその変化について考察するための重要な手がかりを与えてくれるものでもある。その意味で、土地改革の際に多く廃棄をまぬかれ組織的に収集された「徽州文書」は、中国史研究、

とくに明清史研究に対して、広大な可能性を与えるものである。

9 史料目録

現在各機関が収蔵している「徽州文書」の目録を作成するには、極めて少なく見積もっても数十年はかかるであろう。また、3千件近い中国社会科学院歴史研究所収集整理『徽州千年契約文書』所載の文書の目録も膨大であり、かつ著作権の問題が発生しないともかぎらない。そこで、ここでは、筆者が1998年8月22日に、安徽省黄山市屯溪の老街の古物商店で購入した康熙30(1691)年から民国31(1942)年に至る文書の目録を記し、「史料目録」記載の責めを塞ぎたい。筆者が購入した文書は、すべて歙県に籍を置く程氏一族のものであり、婺源県の執照と田賦申票、田賦収據が若干あるほかは、地名がわかるものはすべて歙県のものである。

A. 散件

[歙縣程氏文書目録（年代順）]

No.	[契名]	[年・月・日]	[立契人]
1	賣契	康熙 30・10・2	程聖功等
2	出賣田契	康熙 30・12	程以溥
3	斷杜出賣屋契	康熙 47・2・1	程元馭
4	斷骨出賣田契	康熙 54・11・15	程侶望
5	斷骨出賣田契	康熙 55・2	鮑昌謨
6	斷骨出賣田契	康熙 55・2	程殿維
7	斷骨出賣田契	康熙 55・3・2	程良武
8	斷骨出賣田契	康熙 55・3・5	程阿季同男啓閏
9	斷骨出賣田契	康熙 55・3・20	程恭信
10	斷骨出賣田契	康熙 55・閏3	程松年
11	斷骨出賣田契	康熙 55	程良武
12	斷骨出賣田契	康熙 55・4・29	程漢明
13	斷骨出賣田契	康熙 55・4・30	程京武
14	斷骨出賣田契	康熙 57・6・6	程曾沆
15	斷骨出賣田契	康熙 59・4・28	程侶望
16	斷骨出賣田契	康熙 60・5・23	吳漢清
17	斷骨出賣田契	康熙 61・正月	程心翼
18	斷骨出賣田契	康熙 61・3	程建中
19	斷骨出賣田契	康熙 61・5	程以存
20	斷骨出賣基地契	康熙 61・8・5	程倬雲
21	斷骨出賣田契	雍正元・3	程正萬

22	斷骨出賣田契	雍正 5・3・20	程養忠
23	斷骨出賣田契	雍正 11・7	程景周・弟岩五
24	斷骨出賣地契	雍正 13・4	程景周
25	賣契 (歙県・契尾)	乾隆 12・8	江岷山
26	分單	乾隆 13・正月	程龍章
27	分單	乾隆 13・正月	程龍章
28	分單 [鬮單]	乾隆 16・6	程祖徳・遲徳
29	召批	乾隆	程以順
30	召批	乾隆 21・10	程純嘏
31	召批	乾隆 24・閏 6	程伯兆
32	賣田契	乾隆 23・11	程龍章
33	賣契	乾隆 23・12	程天福
		附：驗契紙	
34	賣契	乾隆 24・12	程龍章
35	契尾	乾隆 24	
36	賣契	乾隆 25	朱爽宜
		附：中華民國 3 年買契執照	
37	契尾	乾隆 25	
38	契尾	乾隆 26・7	
39	賣契	乾隆 26・8	汪耀遠
40	賣契	乾隆 28・正月	吳拔賢
41	合同議墨	乾隆 29・7	程幼武・三喜・震魁
42	契尾	乾隆 29・9・8	程
43	契尾	乾隆 29・9・8	程
44	賣契	乾隆 38・10	程世瑞堂
		附：驗契紙	
45	賣契	乾隆 38・12	張兆基
46	契尾	乾隆 39・4	
47	下限執照・上限執照・納米執照 (嘉慶 21 年分兵米串票) 嘉慶 21 年 10 都 2 圖 4 甲源具		
48	下限執照・上限執照・納米執照 (嘉慶 24 年分兵米串票) 嘉慶 24 年 10 都 2 圖 4 甲德祥		
49	鬮書	道光 2・10	程閑元・妻張氏所生式子夢惠・夢態
50	鬮書	同上	同上
51	議召批合同	道光元・4	程照武
52	下限執照・上限執照・納米執照 (道光 5 年分兵米串票) 道光 21 年 10 都 2 圖 4 甲源具		
53	納米執照	(道光 9 年分兵米串票) 道光 9 年 10 都 2 圖 4 甲源具	

54	下限執照・上限執照・納米執照（道光 10 年分兵米串票）	道光 10 年	10 都 2 圖 4 甲源具
55	下限執照・上限執照・納米執照（道光 11 年分兵米串票）	道光 11 年	10 都 2 圖 4 甲源具
56	合同議墨（分圖）	道光 11・12	程祖德・遲德
57	[收] 稅票	道光 14・4	方啓儀
58	遺囑	道光 17・6	程門潘氏・子金源・金澤・金澗
59	分圖書	同上	同上
60	上限執照・納米執照	（道光 19 年分兵米串票）	道光 19 年 10 都 2 圖 4 甲德祥
61	上限執照・納米執照	（道光 20 年分兵米串票）	道光 20 年 10 都 2 圖 4 甲德祥
62	上限執照・納米執照	（道光 21 年分兵米串票）	道光 21 年 10 都 2 圖 4 甲德祥
63	借票	咸豐 5・12	程金溥
64	下限執照・上限執照・納米執照（咸豐 11 年分兵米串票）	咸豐 11 年	10 都 2 圖 4 甲源具
65	杜賣契（白契）	同治 12・12	汪双慶・彭秀
66	取字	光緒 7・2	程金奎
67	賣杜契（白契）	光緒 18・12	程金楫
68	[收] 稅票	光緒 19・10	程忠義
69	賣杜契	光緒 20・3	程有美
70	[收] 稅票	光緒 20・3	程有美、程廣慶
71	賣契（白契）	光緒 26・3	程蓋聲
72	賣杜契	光緒 30・1	方國敘
		附：中華民國	買契執照
73	上限執照（祁門縣）	光緒 30	34 都 2 圖 10 甲謝汝善戶的名起森
74	[收] 稅票	光緒 31・2・26	方永春・永泰 程景秀
75	[收] 稅票	光緒 31・2・26	程和馨
76	杜賣契（白契）	光緒 32・5	方大敘
77	當契	民国 3	方明弟・恒裕
78	杜賣契	民国 2・10	方門洪氏子發達
79	杜賣契	民国 2・10	方門洪氏
		附：中華民國	賣契執照
80	當批	黄帝紀元 4609・11（民国 2 年）	方發達・同母洪氏
81	[收] 稅票	民国 2・12	方永春・永泰
82	契紙	* 民国 2・正月、NO.31	民国 2 年 10 月、方門洪氏関連。
83	杜賣契（白契）	民国	汪門方氏
84	賣契（白契）	民国壬子・10	汪觀金
85	杜賣契	民国 3・2	汪觀金

附：驗契紙

86	[収] 税票	民国 3・2	王聲遠
87	[収] 税票	民国 3・12	方永泰
88	杜賣契 (白契)	民国 4・4	汪灶九
89	賣豆租批	民国 5・正月	程德隆
90	[収] 税票	民国 5・12	汪殿英
91	杜賣契 (白契)	民国 10・11	程友容
92	杜賣契 (白契)	民国 10	程金壽
附：驗契紙			
93	當契	民国 10・12	程門陳氏
94	[収] 税票	民国 11・11	程永和
95	[収] 税票	民国 13・2	程聖轉
96	杜賣契	民国 13・2	程益康
附：驗契紙			
97	當契	民国 16・	汪老排
98	借票	民国 17・12	程洋秀
99	借票	同上	程有朋
100	借票	同上	程□□
101	借票	同上	程松茂
102	借票	同上	程起炳
103	借票	同上	王觀元
104	借票	同上	程老灶
105	借票	同上	汪佃排
106	借票	同上	汪灶九
107	借票	同上	汪老排
108	借票	同上	汪明月
109	借票	同上	程灶個
110	借票	同上	程老乘
111	借票	同上	程正十個
112	借票	同上	程灶富
113	借票	同上	程下三九
114	借票	同上	方益□
115	借票	同上	汪文和
116	借票	同上	汪五十
117	借票	同上	程起弟
118	借票	同上	程永昌

119	借票	同上	程新慶	
120	借票	同上	汪文之	
121	借票	同上	王排九	
122	承租批（2 通作成）	民国 20・	汪連松	
123	當 [茶園] 契	民国 20・8	程有甫・春甫	
124	當契	民国 22	程老弟	
125	上限執照・納米執照	(民国 22 年分兵米串票)	民国 22 年	10 都 2 圖 4 甲源隆
126	納米執照	(民国 22 年分兵米串票)	民国 22 年	10 都 2 圖 4 甲德祥
127	上下忙田賦執照	(民国 25 年分兵米串票)	民国 25 年	10 都 2 圖 4 甲德祥
128	上下忙田賦執照	(民国 25 年分兵米串票)	民国 25 年	10 都 2 圖 4 甲源隆
129	田賦串票	民国 24		10 都 2 圖 信中
130	田賦串票	同上		10 都 2 圖 怡豐
131	田賦串票	同上		10 都 2 圖 德祥
132	田賦串票	同上		10 都 2 圖 恒茂
133	田賦串票	同上		10 都 2 圖 允成
134	田賦串票	同上		10 都 2 圖 大燧
135	田賦串票	同上		10 都 2 圖 大熹
136	田賦串票	同上		10 都 2 圖 大熊
137	田賦串票	同上		10 都 2 圖 大煜
138	田賦串票	同上		10 都 2 圖 長茂
139	田賦串票	同上		10 都 2 圖 大燈
140	田賦串票	同上		10 都 2 圖 興遠
141	田賦串票	同上		10 都 2 圖 源隆
142	田賦串票	同上		10 都 2 圖 長成
143	田賦串票	同上		10 都 2 圖 三以
144	田賦串票	同上		10 都 2 圖 金發
145	田賦串票	同上		10 都 2 圖 灶生
146	田賦串票	同上		10 都 2 圖 訓一
147	田賦串票	同上		10 都 2 圖 德成
148	田賦串票	同上		10 都 2 圖 大煊
149	田賦串票	同上		10 都 2 圖 以溥
150	田賦串票	同上		10 都 2 圖 永具
151	田賦串票	同上		10 都 2 圖 以永
152	田賦串票	同上		10 都 2 圖 德
153	田賦收據	民国 27 年度		10 都 2 圖 4 甲源隆

154	田賦収據	民国 27 年度	10 都 2 圖 4 甲德祥
155	田賦収據	民国 28	10 都 2 圖 4 甲怡豐 (程金元)
156	賣契 (白契)	民国 31	程永年
157	賣地契	不明	江
158	當屋基契	不明	方呉嫂
159	戒文?	不明	
160	(貳房) 鬮書	光緒 11・2	程新丁・進寶・林烈 (程阿汪氏の序あり)

B. 簿冊

1	乾隆 13 年 6 月	十甲一戸程季和戸	田地山塘簿
2	道光 13 年正月	十甲一戸程景秀戸	田地山塘簿 (實徵冊)
3	光緒 17 年 2 月	十甲一戸程景秀戸	田地山塘簿・清冊 (實徵底冊)
4	不明	十甲一戸程景雲戸	田地山塘簿 (實徵冊)
5	不明	十甲一戸程惟雲戸	田地山塘簿 (實徵冊)
6	光緒 (同治 6 年過戸)	二十五都一圖十甲方永萬戸	實徵冊
7	不明	三甲程應王戸	田地山塘簿 (實徵冊)
8	光緒 17 年 4 月	十五都二十一圖村閭編戸	官則
9	光緒 24 年 9 月	八股零山各戸	稅畝
10	民国 17 年 8 月	志立	修理社壇
11	中元節做色 (邑) 譜	程烈甫記	
12	福縁善慶 (捐簿)		
13	程益美 収支簿 (辛未=同治 10 年)		
14	乾隆年間 程義和、程利貞		稅票冊

注

1 徽州文書とは、甲骨文、漢簡、敦煌文書、故宮明清檔案とともに近代中国における歴史文化の「五大発見」の一つとされる、徽州地域において収集された文書をいう。

「檔案」とは、当初は行政機関の所在地、後に政務に関する文件を保存する所を意味し、ついで文件それ自体を指すようになったといわれる。そのため、清代以降、「政府の政務に関わる官府文書 (石の板に刻まれた碑刻を含む) を「檔案」と称するようになった。今日では、官府文書のみならず、各機関が作成し保管している文書を「檔案」という。また、「檔案」のうち歴史史料に相当するものをとくに「歴史檔案」という場合がある。

しかし、中華人民共和国が I.C.A (International Council of Archives) へ参加したことによって、1987 年に「中華人民共和檔案法」が制定され、こうした従来の「檔案」の用法とは別に、I.C.A でいうところの Archives を意味するものとして「檔案」を用いることが定められた。す

なわち、政府の政務に関わる官府文書という解釈を拡大して、民間の文書や定期行物、族譜、個人文集、さらには殷墟から発掘された甲骨文を甲骨档案というように歴史文物や建造物なども「档案」と称されるようになった。現在「徽州歴史档案」という語句が用いられることがあるが、以上の経緯が背景にある。

他方、「文書」とは、旧来の用法では、書類、書き付け、書籍などを指す。今日の「档案法」では、Archivesの意味で「档案」を用いるのに対応して、Recordsに相当するものを「文書」と規定した。しかし、「档案」以上に、現代中国において一般にこの意味で「文書」が用いられることはほとんどない。例えば、整理されているか否かを問わず、敦煌地区、トルファン地区や徽州地区で発見された官民文書を一般に敦煌文書、トルファン文書、徽州文書と称するが如くである。近年、「档案」という語句が歴史文物や建造物を含む Archivesの意味で用いられることが多いだけに、とくに区別して、文献史料を「(歴史)文書」と称する場合が少なくない。

なお、徽州文書ないし徽州に関する研究を紹介した文章としては、ジョゼフ・P・マクデモット (Joseph P. McDermott) 'The Huichou Sources — A Key to the Social and Economic History China —' (『アジア文化研究』15、1985年)、劉重日「徽州文書の収蔵・整理と研究の現状について」(『東洋學報』第70巻、第3・4号、1989年)、白井佐知子「徽州文書と徽學研究」(『史潮』新32号、1993年)、鶴見尚弘「中国社会科学院歴史研究所収蔵整理『徽州千年契約文書』」(『東洋學報』第76巻、第1・2号、1994年)があるほか、中国科学院歴史研究所収集整理『徽州千年契約文書』の内容を分類し解説を加えたものとして、周紹泉著・岸本美緒訳注「徽州文書の分類」(『史潮』新32号、1993年)がある。

- 2 時代によって行政区分に変化が生じ、公的地名が変更されたことにともない、博物館の呼称も変化している。本文では、屯溪区博物館と記しておく。
- 3 数百件程度の文書を所蔵している機関や個人は多数存在する。
- 4 明清時代、徽州出身の商人もしくはその後裔が全国規模で活躍し、とりわけ長江一帯で「無徽不成鎮」といわれたように、揚州、杭州、蘇州、南京、蕪湖、安慶、武昌、漢口など江南デルタ地帯を中心として長江沿岸、さらには全国各地に進出し、その地の経済や社会に大きな影響を与えた。また、文化教育が高い地であり、朱子をはじめとして多くの思想家、画家、書家などを輩出した。さらに、徽州を祖地とし晩年ここに住んだ朱熹の影響の下、宗族関係が強固な地域でもあった。
- 5 中国社会科学院歴史研究所収集整理『徽州千年契約文書』所収の文書中、最も古いものは、南宋の淳祐2(1242)年のものである。
- 6 1987年11月の中国社会科学院歴史研究所教授周紹泉氏等の聞き取り調査によれば、実際の経緯は、従来言われてきた経緯とはいささか異なるようである。周紹泉氏の聞き取り調査の詳細な記録は残されているが、その全体は現時点では未発表である。
- 7 孝子・節婦など人の模範たるべき行為・功労のあった人を表彰し記念するために建てられた屋根のある門の形をした建築物。多くは高官の職に就いた者が両親や祖父母のために寄付を行い建造した。
- 8 「典」と「當」は、土地など不動産を担保とする金銭の借入れを意味する。「借約」は担保

がない場合の金銭の借り入れである。また、土地を担保にする場合も、不動産の収益権または使用権を保留するかわりに利息を支払う場合と、収益権または使用権を債権者に譲渡する場合とがある。後者はときに、売買と同様な意味をもつ。

- 9 渋谷裕子は文書よりも聞き取りを中心として研究を行っている。